

(1) 記載項目の7項目で平均値が4ポイントを上回り、薬品名、保管方法、有効期限においては各職種で平均値が4ポイントを上回っていた。

(2) 薬品名の表示について全職種で回答者の60%以上が5ポイントの評価を示していた。規格の表示については病診薬剤師および薬局薬剤師が医師および看護師より重要視し(P<0.001)5ポイント以上が80%以上を占めていた。

(3) 会社名、会社住所および規制区分の評価については各々3ポイントを下回る回答を示した。

(4) ラベル表示項目の「薬品名、規格、容量」、「適応症、用法・容量」、「保管方法、使用上の注意、有効期限」および「会社、会社住所」の項目間で高い正の相関関係(Spearmanの順位相関危険率、P<0.001)がみられた(表3)。

考察

職種によらず回答者の多くが容器の形状が取り違えを起こす一つの原因であり、その形状の類似性が大きな要因であると考えている。今回の調査結果より、点眼薬容器全体の外観を変更し他薬容器と明確に区分し排他性を高めることが、取り違え事故防止に役立つと多くが考える。また、薬局勤務薬剤師は調剤取り揃え時の事故防止の観点から外観を重視した「多角形」の形状を希望し、看護師は入院患者個々の薬品の施用準備をすることから、点眼薬を机や作業台に置いた際に転がり落ちない形状として、作業性の向上を求める形状の回答がみられた。今後、点眼薬容器の全体の形状を変更するか、統

一した形状の生産が現実として無理であれば、現在市販されている点眼薬キャップの形状に特異性を持たせる必要がある。さらに、点眼薬適用患者の殆んどが眼疾患患者であり、視力以外の判別方法を可能とする特異性を高めた点眼薬容器の導入が必要との回答を得た。これには、本体の表示ラベル等にピクトグラムと点字を導入するなどの工夫が現実的である。

点眼薬容器本体ラベル記載項目については、「正しい薬」を「正しい使用法」で「正しく管理」するために必要な情報かまとめられており、今後、点眼薬容器本体上に表示すべき情報と外包装や情報文書などに表示する情報に分けるなど検討の必要性がある。

本アンケート調査結果は、点眼薬容器への外観類似性による取り違えを防止するための対策を医療関係者からの主観的な要望としてまとめたものである。今後、これら要望による点眼薬容器形状変更を行った場合、取り違え減少となり得るかの客

観的な検証が必要となる。

総務省は「医療事故に関する行政評価・監督結果に基づく勧告」(平成16年3月)において、厚生労働省に対して、医薬品・医療器具の取り違え・誤使用等に起因する医療事故の発生防止を図る観点から、医薬品・医療用具の製造企業に対して、個別の医薬品・医療用具の改善の要請を的確に行うこと。また、医薬品・医療用具の変更承認申請手続きに係わる事務負担の軽減等、企業における改善措置が円滑に実施されるための方策を検討する措置を講ずる必要を述べている。今後、医薬品の改善の要請に対し、我々薬剤師は製造企業へ臨床の現場での問題点や医療事故防止対策の研究情報の情報を提

供し、産・官・学と現場との協力体制を構築し、製薬企業の医療事故防止の方策として統一した見解の医薬品作りに関与すべきであり、関係産官学は検証方法の確立と対策の現実に取り組む必要性を要望する。

文献

1. 厚生省, 医薬品・医療用具等関連医療事故等防止対策の推進について, 医薬発第462号, 2000.04.28
2. 厚生省, 医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取り扱いについて, 医薬発第935号, 2000.09.19
3. 内野泰秀 佐藤秀行 高野繁 高柳泰世 徳永大輔, 中村幸一, 眼科用剤ワーキンググループ報告書, 2004.03.02
4. 厚生労働省, 医療事故防止対策の強化・徹底について, 薬食発第0602007号, 2004.06.02
5. 厚生労働省, 医療用点眼剤及び医療用点眼剤に類似した容器の外用液剤の取り扱いについて, 薬食発第0602009号別添4, 2004.06.02